

船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する共同生活援助（以下「グループホーム」という。）を運営し、又は運営しようとする事業者に対して、運営費及び開設費を補助することにより、もって障害者の自立支援に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づき運営費及び開設費（以下「運営費等」という。）を受けることができる者は、法第36条の規定による指定を受けた法人が運営主体として、グループホームを運営する千葉県内の事業者とする。

(補助の基準)

第3条 運営費等補助の基準は、次のとおりとする。

- (1) グループホーム運営費補助 法人のうち、船橋市が援護を実施した障害者が入居する、定員6人以下のグループホームの運営主体の法人に対して補助金を交付する。
- (2) グループホーム開設準備費 新たに船橋市内にグループホームを設置し船橋市に指定を受け運営しようとする法人に対して補助金を交付する。

(補助金の種目及び補助率等)

第4条 補助金の種目、対象経費、補助基準額及び補助率は別表のとおりとする。ただし、対象経費に要した額が、補助基準額に達しないときは、対象経費をもって補助金の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、船橋市グループホーム運営費等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 収支予算書抄本
- (3) その他必要があると認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市グループホーム運営費等補助金可否決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知する。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。
- 3 市長は、第5条第2項ただし書の規定による交付の申請があったときは、当該

補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(暴力団等の排除)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、申請者が船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)である場合は、補助金の交付決定をしないことができる。

(交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更及び事業に要する経費の変更(軽微なものを除く。)を行うときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を付し、又は指示することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに付された条件に異議があり、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

(承認の手続き)

第9条 補助金の交付決定を受けた法人(以下「補助事業者」という。)は、第7条の規定により承認を受けようとするときは、船橋市グループホーム事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)により市長に申請しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき(中止・廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了の日から起算して30日以内又は当該年度の翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに、船橋市グループホーム運営費等補助金実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 収支決算書又はこれに類する書類
- (3) その他市長が必要であると認める書類

2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して前項の規定による報告をしなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市グループホーム運営費等補助金確定通知書(第5号様式)により、当該補助事業者に通知する。

(交付時期)

第12条 補助金は、第10条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋

市グループホーム運営費等補助金交付請求書（第6号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 暴力団等であることが判明したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 第13条の5の規定に違反して承認を受けないで補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第13条の2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市グループホーム運営費等補助金返還命令書（第7号様式）によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還命令書により確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第13条の3 補助事業者は、第13条第1項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条の4 補助事業者は、第12条の規定により補助金を交付した後に、消費税

及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市グループホーム運営費等補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第8号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

2 補助事業者は、当該補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

3 補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条の5 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(2) その他補助金等の交付の目的を達成するため、市長が必要であると認めるもの

（書類の保管）

第14条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、5年間保管しなければならない。

（調査又は報告）

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年7月22日から施行し、改正後の船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

（船橋市重度・重複ケアホーム運営事業補助金の交付等に関する要綱の廃止）

2 船橋市重度・重複ケアホーム運営事業補助金の交付等に関する要綱（平成19年11月27日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月26日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月28日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

別表（第4条）

種 目	対象経費	補助基準額	補助率
運営費補助 (注1)	グループホームの運営に要する人件費等の経費 ただし、入居者が負担する食材料費、家賃、光熱水費等を除く。	<p>入居者一人当たり月額は次のとおりとする。 (ただし、入退所月は日割り計算とする。)</p> <p>世話人配置4：1 グループホームの定員 4名以下</p> <p>区分1 108,000円 区分2 122,000円 区分3 127,000円 区分4 151,000円 区分5 188,000円 区分6 215,000円</p> <p>定員5名</p> <p>区分1 93,000円 区分2 107,000円 区分3 126,000円 区分4 146,000円 区分5 177,000円 区分6 204,000円</p> <p>定員6名</p> <p>区分1 83,000円 区分2 97,000円 区分3 119,000円 区分4 139,000円 区分5 170,000円 区分6 199,000円</p> <p>※区分1には非該当を含む。</p> <p>世話人配置5：1 グループホームの定員 4名以下</p> <p>区分1 94,000円 区分2 107,000円 区分3 112,000円 区分4 136,000円 区分5 172,000円 区分6 200,000円</p> <p>定員5名</p> <p>区分1 79,000円 区分2 92,000円 区分3 111,000円</p>	10分の10

		区分4 131,000円 区分5 161,000円 区分6 189,000円 定員6名 区分1 69,000円 区分2 82,000円 区分3 104,000円 区分4 124,000円 区分5 154,000円 区分6 184,000円 ※区分1には非該当を含む。 世話人配置6:1 グループホームの定員 4名以下 区分1 85,000円 区分2 97,000円 区分3 102,000円 区分4 126,000円 区分5 162,000円 区分6 190,000円 定員5名 区分1 70,000円 区分2 82,000円 区分3 101,000円 区分4 121,000円 区分5 151,000円 区分6 179,000円 定員6名 区分1 60,000円 区分2 72,000円 区分3 94,000円 区分4 114,000円 区分5 144,000円 区分6 174,000円 ※区分1には非該当を含む。	
開設準備費	グループホームの開設に要した備品購入費	定員1名あたり30,000円	定額

(注1) グループホーム運営費補助金は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助サービス費、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算を受けている場合は当該金額を除いた額を補助基準額とする。